

江戸川区客引き行為等の防止に関する条例（案）骨子案について

【概要版】

1 条例制定の背景と目的

現在、客引き行為等は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」によって、警察による取締りの対象となっておりますが、依然として駅前等で客引き行為等が見受けられます。

そこで、現行法令で規制できない客引き行為等を禁止し、安全で快適なまちづくりをさらに推進するため、客引き行為等について規制対象とする行為、規制手法について定めた条例の制定を検討しています。

2 規制の対象となる客引き行為等

区内の公共の場所全域において、以下の客引き行為等が禁止となります。

客引き行為等とは、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為のことをいいます。

（１）客引き行為

道路、公園、その他の公共の場所（以下「公共の場所」といいます。）において、不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるよう勧誘する行為をいう。

【例】

- ア 通行人の中から３人組を特定し、「居酒屋探してますか？今なら飲み放題を無料でお付けしますよ」などと声をかけた。
- イ チラシ配りをしていたところ、８人組を発見した。そこでチラシを示しながら「うちの店ならすぐ案内できますし、割引きもします」と声をかけた。
- ウ 通行人の中から特定の人に、寄り添いながらその場に留め、交渉を持ちかけたり、案内しようと誘う行為。

（２）客待ち行為

客引き行為をする目的で、公共の場所において相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(3) 勧誘行為

公共の場所において、いわゆる「スカウト行為」により、特定の者を勧誘する行為をいう。

【例】

- ア スカウトマンが女性を発見し「今時間ある？」などとナンパを装って声をかけ、性風俗店で働くように促した。
- イ スカウトマンが女性を発見し「何の仕事しているの？もっと条件いいところあるから話聞いてよ」などと、キャバクラで働くように声をかけた。
- ウ スカウト目的で女性に声をかけ、連絡先を交換した。

(4) 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所において相手方となるべき者を待つ行為をいう。

<次の行為は、この条例では禁止しません>

- ア 敷地内から通行人に対し「いらっしゃい！」等と広く声をかける。
- イ ティッシュ・ビラ配り（道路使用許可を得ていない場合は別法令に抵触する場合あり）
- ウ 募金・署名・布教等の社会的活動、アンケート
- エ ファッション関係者による写真撮影目的での声かけ
- オ 通行人自ら客引きに声をかけた場合
- カ ナンパ目的で女性に声をかけ連絡先を交換した。

3 客引き行為等 重点地区

区内の公共の場所では、客引き行為等を禁止するとともに、特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）と指定します。

【例】

重点地区
小岩駅周辺

※特に住民からの相談や苦情が多い場所、客引き行為が多い場所を総合的に考慮して重点地区に指定します。

4 客引き行為等を用いた営業活動の規制

飲食店等を営む者は公共の場所における客引き行為等を用いた営業活動が禁止となります。
また、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

【対象となる飲食店等の例】

- ア 居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ガールズバー等
- イ カラオケボックス等
- ウ ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル、アダルトショップ 等
- エ マッサージ、エステ、整体、あかすり、カイロプラクティック等

5 違反者に対する指導

区は、区内全域の公共の場所において客引き行為等を行った者等に対して、指導を実施し違反行為をやめるよう求めることができます。

指導

【指導：指導は口頭または書面で行います】

6 違反者に対する警告

区は、客引き行為等を行った者等に対して、指導を行うほか、重点地区においては、さらに指導に従わない者への警告を実施します。

指導

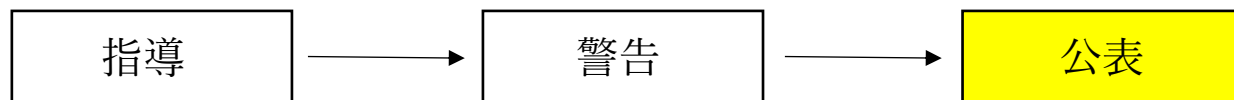


警告

【警告：警告は書面で行います】

7 警告に従わない者への公表

区は、重点地区で警告に従わず客引き行為を続ける者へ公表を実施します。



【公表：区長は、重点地区において客引き行為等を行い、警告に従わなかった者について下記の事項を公表することができます。】

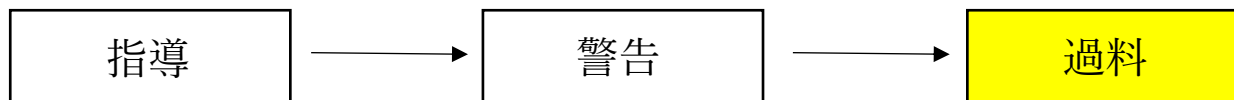
＜公表事項＞

- ア 氏名、勤務先、住所
- イ 違反店舗名、店舗の所在地
- ウ 違反行為の内容

※公表しようとするときは、あらかじめその理由を違反者に通知し、意見を述べる機会を与えます。

8 警告に従わない者への過料

区は、重点地区で警告に従わず客引き行為等をする者へ、過料の罰則を適用します。



【過料：下記の者に対し、50,000円以下の過料を科します。】

- ・ 警告に従わず、重点地区で違反行為をした者
- ・ 警告に従わず、客引き行為等をした者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客としてその営業所内に立ち入らせた店舗等を営む者

9 両罰規定

過料については違反行為者を罰するほか、【その使用者である事業者】に対しても過料を科す場合があります。

10 区の立ち入り調査等

違反行為に必要な措置をするのに当たり、違反者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な事項を調査等し、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要事項について質問し、若しくは文書の提示その他の協力を求めることができるものとします。